

平成30年度大分県歳入歳出決算審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の対象

平成30年度歳入歳出決算の審査の対象は、次のとおりである。

平成30年度大分県一般会計

平成30年度大分県特別会計

公債管理特別会計

国民健康保険事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

中小企業設備導入資金特別会計

流通業務団地造成事業特別会計

林業・木材産業改善資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

県営林事業特別会計

臨海工業地帯建設事業特別会計

港湾施設整備事業特別会計

用品調達特別会計

第2 審査の方法

平成30年度一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 予算は、議決の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか
- 3 収入及び支出に係る事務は、関係法規等に準拠し、適正に処理されているか
- 4 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか

を主眼として、関係証書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果及び意見

第1 審査の結果

- 1 平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であると認められた。
- 2 予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等については、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められた。

第2 決算の状況

平成30年度の当初予算は、4年目を迎える「安心・活力・発展プラン2015」に掲げる3つの日本一の実現や度重なる災害の復旧・復興に取り組むとともに、国・地方をあげて取り組んでいる「地方創生」を着実に推進するほか、それを後押しする大規模イベントに対応するため、県政推進指針に沿って過去最大額となる予算特別枠として「創生前進枠」を予算措置するなど5年連続の積極型予算が編成された。

また、中津市耶馬溪町の土砂災害(4月)や29年度に発生した九州北部豪雨等にかかる復旧・復興に全力で取り組む一方、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催や、ラグビーワールドカップ2019に向けた準備を着実に進めた。

さらに、平成31年2月補正予算では、国の補正予算を積極的に受け入れ、自然災害への対策を強化するため、防災・減災、国土強靱化に取り組むとともに、農林水産業の体質強化を図るなどTPP11等発効への対策を講じた。

この結果、平成30年度歳入歳出決算は、一般会計で、予算現額6,647億8,632万7,570円に対し、歳入決算額6,199億5,469万9,328円、歳出決算額6,031億582万5,352円となっており、その概要は次のとおりである。

歳入決算額は、前年度に比べ1.52%増加している。これは、県債、地方交付税、諸収入が減少したものの、豪雨災害の復旧事業の進捗などに伴い国庫支出金が増加したこと、繰入金、繰越金が増加したことなどによるものである。

歳出決算額は、前年度に比べ2.26%増加している。これは、公債費、商工費が減少したものの、豪雨災害の復旧事業の増加などにより災害復旧費が増加したこと、土木費が増加したことなどによるものである。

この結果、一般会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、168億4,887万3,976円の黒字、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は29億7,300万4,823円の黒字となっており、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は8,637万9,420円の赤字となっている。

また、特別会計は国民健康保険事業特別会計が新設され11会計となった。これにより、合計額では、予算現額2,611億7,395万3,000円に対し、歳入決算額は2,596億8,202万3,406円、歳出決算額は2,557億6,097万4,849円となり、前年度に比べ、歳入は78.34%の増加、歳出は77.53%増加し、いずれも大幅な伸びとなっている。

この結果、特別会計の形式収支は、39億2,104万8,557円の黒字、実質収支は、36億9,104万8,557円の黒字であり、単年度収支も、21億4,210万1,621円の黒字となっている。

第3 審査意見

平成30年度の決算は、一般会計の単年度収支では平成28年度以来2年ぶりの赤字となったが、一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字となっている。

財政健全化判断比率では、将来にわたる負債の大きさを示す将来負担比率が167.4%と、前年度に比べ5.4ポイント上昇したものの、県債の元利償還金等がどの程度の財政負担となっているかを示す実質公債費比率は9.4%と前年度に比べ0.6ポイント減少し、改善が見られる。

引き続き、県民中心の県政を基本とした「安心・活力・発展」の大分県づくりを加速前進させることが求められている中、地方創生の推進や災害に強い県土づくりなど行政需要は益々増大していくことが予想される。

ついては、今後とも次の各事項に十分留意し、限られた財源のなかで、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待するものである。

1 行財政改革の推進について

行財政運営の効率化・健全化に向けては、平成27年10月に策定した「大分県行財政改革アクションプラン」に基づき、県税の徴収強化等による歳入の確保や事務事業の見直しなどの改革に取り組んだ結果、財政調整用基金の残高は、「大分県行財政改革アクションプラン」の目標額356億円に対し5億円上回る361億円となった。

県債残高については、県債の発行抑制などにより、普通会計決算で残高が前年度(1兆300億円)に比べ31億円減(△0.3%)の1兆269億円となった。また、地方交付税の振替である臨時財政対策債を除いた実質的な残高も前年度(6,329億円)に比べ66億円減(△1.0%)の6,263億円で、17年連続の減少となるなど、着実に削減が進んでいる。

しかしながら、相次ぐ大規模災害に加え、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大や公共施設等の老朽化への対策など、財政環境は厳しく予断を許さない状態である。また、国では、基礎的財政収支の黒字化に向け、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を図っており、今後、地方に対する歳出削減等を求める声が強まることが想定される。

このため、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう、常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むとともに、策定中の次期「行財政改革プラン(仮称)」も踏まえ、より一層の行財政改革の推進に取り組み、行財政運営の効率化・健全化に努められたい。

2 資産マネジメントの強化について

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は、年々進行しており、大規模改修や建て替え、補修・補強など更新の時期を迎えている。これらの資産は防災面においても、県民生活の安心・安全を支える極めて重要な施設であることから、計画的な保全・長寿命化が必要である。公共施設等の計画的管理について定めた「大分県公共施設等総合管理指針」及び「個別施設計画」(施設別長寿命化計画)に基づき、引き続き計画的な点検・診断を行ったうえで、施設総量の縮小及び施設の長寿命化を着実に推進するとともに、橋梁など公共インフラ施設の中・長期的な保全経費を明確にしなが、老朽化に伴う財政負担の縮減・平準化に努められたい。

また、平成28年3月に策定した「県有財産総合経営計画」及び今後策定が予定される次期計画に基づき、未利用財産の売却・貸付や広告収入の拡大などに積極的に取り組み、更なる収入を確保するとともに、進捗状況に応じた利活用策の改善を行い、より一層の資産マネジメントの強化が図られるよう努められたい。

3 収入未済の解消について

一般会計及び特別会計の収入未済合計額は32億2,626万4,728円で、前年度に比べ1億6,418万368円(4.84%)減少し、9年続けて前年度を下回った。

このうち、県税については、市町村に職員を派遣し、個人県民税の徴収対策を強化してきたこと等により、収入未済額は14億9,791万525円となり、前年度に比べ9,941万7,107円(6.22%)減少しており、地域改善対策奨学金や県営住宅使用料についても、収入未済額が前年度に比べ減少するなど、各機関の努力により、一定の成果が得られている。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては依然として多額であることから、今後とも公平な負担と自主財源確保の観点から、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努められたい。

なお、主な収入未済額の状況は、次表のとおりである。

主な収入未済額の状況

(単位：円、%)

区 分	平成30年度収入未済額	平成29年度収入未済額	前年度対比		
			増 減 額	比率	
一般会計	県 税	1,497,910,525	1,597,327,632	△99,417,107	△ 6.22
	加 算 金	127,952,445	121,724,590	6,227,855	5.12
	地域改善対策奨学金	111,029,116	116,054,779	△5,025,663	△ 4.33
	児童措置費負担金	53,734,130	50,537,035	3,197,095	6.33
	県営住宅使用料	44,141,948	46,119,781	△1,977,833	△ 4.29
	そ の 他	350,501,985	348,131,126	2,370,859	0.68
	一 般 会 計 計	2,185,270,149	2,279,894,943	△94,624,794	△ 4.15
特別会計	中小企業設備導入資金	900,043,044	966,000,744	△65,957,700	△ 6.83
	母子父子寡婦福祉資金	97,145,345	98,402,817	△1,257,472	△ 1.28
	沿岸漁業改善資金	19,265,000	20,265,000	△1,000,000	△ 4.93
	流通業務団地造成事業	11,846,715	11,846,715	0	0.00
	そ の 他	12,694,475	14,034,877	△1,340,402	△ 9.55
	特 別 会 計 計	1,040,994,579	1,110,550,153	△69,555,574	△ 6.26
一般会計・特別会計 合計	3,226,264,728	3,390,445,096	△164,180,368	△ 4.84	

4 財務事務の執行について

(1) 監査結果について

定期監査、臨時監査及び財政的援助団体等監査においては、財務事務の執行について、合规性、正確性はもとより経済性、効率性及び有効性の観点からも実施しているところである。その結果は一部に不適正な事例が認められたものの、おおむね適切な処理が行われていた。是正改善の必要性が認められた主な事例は次のとおりである。

- ・備品の購入について、備品が納入され備品取得登録が終了しているにもかかわらず、支出負担行為を行っていない事例
- ・現金出納事務について、県立学校証明料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例
- ・特殊勤務手当において、対外運動競技等引率指導の業務内容を適切に確認せず、誤った手当額を支給している事例

このほかにも通勤手当に係る特別料金等加算や時間外勤務手当の支給誤りなど、財務事務に関する習熟度が不足していたことなどが原因と考えられる事例が散見されたので、組織的なチェック体制の強化、研修の充実に努めるなど内部けん制機能の強化を図るとともに、ICTを活用した行政の省力化・効率化も検討されたい。

(2) 内部統制制度について

平成29年の地方自治法一部改正により、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、知事は財務に関する事務等について内部統制に関する方針を定め、体制を整備すること、内部統制評価報告書を監査委員の審査を経て議会に提出することが義務づけられた。

この改正法は、今後の監査のあり方と密接に関連するものであることから、施行期日である令和2年4月1日に向けて準備を進められたい。